○内閣府告示第百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県及び高知県吾川郡いの町

二　地域再生計画の名称　豊かな自然と心に出会えるまちづくり計画（二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県吾川郡いの町の区域の一部（勝賀瀬地区、吾北地区及び本川地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県及び室戸市

二　地域再生計画の名称　自然と共生する住み良いまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　室戸市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県、八女市

二　地域再生計画の名称　～つながるふるさと八女～常盤の森再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　八女市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　嬉野市

二　地域再生計画の名称　「歓声が聞こえる」自然と共生する安全で快適なまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　嬉野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県西松浦郡有田町

二　地域再生計画の名称　安心・安全なやすらぎに満ちたまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　佐賀県西松浦郡有田町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県及び長崎市

二　地域再生計画の名称　交通ネットワーク整備を中心とした長崎市活性化計画（第二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び上天草市

二　地域再生計画の名称　活力ある上天草地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　上天草市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び熊本県下益城郡美里町

二　地域再生計画の名称　美里町「さらに光輝く、わたしたちの町」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県下益城郡美里町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　山鹿市

二　地域再生計画の名称　農村地域の生活環境基盤整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山鹿市の区域の一部（菊鹿町、南島区域及び長坂区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　上天草市

二　地域再生計画の名称　食を活かした雇用創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　上天草市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）